

平成24年第2回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成24年6月12日

京都府相楽郡笠置町議会

平成24年6月笠置町議会第2回定例会会議録（第1号）

平成24年6月12日

1. 出席議員（8名）

1番	杉岡義信	2番	福本宗雄
3番	松本俊清	4番	西村典夫
5番	上好忠次	6番	西岡良祐
7番	和田榮雄	8番	石田春子

2. 欠席議員（なし）

3. 地方自治法第121条による出席者

町長	松本勇	副町長	山口哲志
総務財政課長	田中義信	企画観光課長	山本和宏
建設産業課長	川西隆次	同和対策室長	増田好宏
住民課長	東達広		

4. 議会事務局出席者

議会事務局長	藤田利則	主査	穂森美枝
--------	------	----	------

開 会 午前9時30分

議長（石田春子君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに平成24年6月第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきましてありがとうございます。

いよいよ梅雨の時期を迎えましたが、災害の起こらないようお祈り申し上げます。

本定例会に提案されます案件について、慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会前のあいさつといたします。

ただいまから平成24年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（石田春子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により3番議員、松本俊清君及び4番議員、西村典夫君を指名します。

議長（石田春子君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） 異議なしと認めます。会期は、本日から6月21日までの10日間に決定しました。

議長（石田春子君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る5月18日、府町村議会新任議員研修会が京都で開催されまして、松本議員が出席いたしました。

5月28日より3日間において、全国町村議会議長研修会が東京で開催されまして、出席いたしました。地方議会の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、町村議会の果たす役割の重要性を再確認し、町村議会の活性化に資することを目的に開催されました。それに伴い、笠置町議会会議規則第121条の規定により議員派遣を行いました。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。平成24年6月定例会の開会に当たりまして、諸般の報告を申し上げたいと思います。

季節も初夏の陽気となってまいりました。いよいよ梅雨入りということで、雨の季節でもあります。本日、6月定例会を開催いたしましたところ、議員各位には御壮健にて御活躍のこととお喜びを申し上げますとともに、全員の御出席を賜りました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、先般の3月臨時議会におきまして、今後の行政運営につきまして簡単に御説明を申し上げたところでございますが、2期目最初の定例会に臨みまして、ごあいさつかたがた、今後の町政の運営につきまして、議員各位の御協力をお願いを申し上げながら、今後のあり方について考えてみたいと思います。

一段と厳しさを増す行政環境下のもと、笠置町では財政の健全化に向けた行財政改革の取り組みを行い、分権時代にふさわしい魅力あるまちづくりを推進していく必要があると思われれます。しかしながら、自主財源に乏しい当町にとって、歳入と歳出の乖離がますます拡大し、極めて厳しい財政状況に直面をいたしております。

こうした中であって平成22年、23年、国において使い勝手のよい特別交付税の交付がございました。一息ついたところでありましたが、しかし23年3月の大震災により国のあり方、経済の状況は一変し、予想のつかない情勢であります。円高、デフレ、雇用問題、税と社会保障の一体改革などなど不安材料も多く、今後ともに注視をしていかなければならないと考えます。

今後のまちづくりについては、安心、安全で魅力あるまちづくりを進めるため、住民の福祉と改革を一層進展するため、経費の削減、行財政体質の改革を積極的に推し進める必要があると思います。

今後の笠置のまちづくりについては、みずからの足元を見詰め直し、地域の魅力を生かす逆転の発想のまちづくりが必要ではないだろうかと考えるところでございます。

具体的には、1つには人口増加、量的な拡大から質の高い環境づくりへ、1つ、町の拡散からコンパクトで内容のあるまちづくりへ、1つ、都市との共生へ、1つ、町民、自治体が責任を持つまちづくりへと考えながら、現状の把握と独自のまちづくりを目標にしてまいりたいと思います。

次に、3月以降の諸般の報告を申し上げます。

4月5日でございますが、笠置保育所の入所式が行われました。

4月9日、笠置小学校、4月10日、笠置中学校の入学式が行われました。

4月12日、山城病院管理者会が行われました。

4月13日、知事と市町村長の会議が行われ、今後の京都府政、原発とのかかわりなどについて議論が交わされました。

4月21日、部落解放京都府連59回定期大会が行われ、副町長が出席をいたしております。同日、民主党6区定期大会が行われました。

4月23日、広域事務組合定例会が相楽会館で行われました。

5月9日、府庁内におきます各部長と町村長との意見交換会が行われ、各町村の要望が出されたところでございます。

5月15日、山城病院管理者会と議会が行われております。

5月17日、笠置老人クラブ総会が産業振興会館で、なお同日、広域事務組合理事会と議会が相楽会館で行われました。

5月18日、人権政策山城総会がいずみホールで行われました。

5月18日、木津防犯協会総会が奈良のホテル日航で行われました。

5月22日、笠置町商工会総会が行われました。

5月25日、中部消防組合管理者会と議会が行われております。

なお同日、京都府商工会連合会の総会が京都新みやこホテルで行われました。

5月28日、公明党6区政経セミナーがパルティエキョウトで行われました。

5月30日、山城広域振興局長が来町されまして、相楽木津川右岸の振興等について説明をお聞きをいたしました。

6月1日、休日診療所の開所式が相楽会館で行われました。

6月5日、山城南土木事務所長が来町され、笠置町内におきます府の工事について説明を受けたところでございます。なお同日、京都笠置さわやか会開講式が産業振興会館で行われました。

6月9日、土地改良連盟総会がルビノ堀川、なお同日、京都府農業農村整備事業推進大会が京都国際会議場で行われました。

以上、諸般の報告といたします。

議長（石田春子君） これで諸般の報告を終わります。

議長（石田春子君） 日程第4、報告第1号、平成23年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件について、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 報告第1号、平成23年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の繰越計算書につきましては、消防防災通信基盤整備費補助金事業並びに社会資本整備総合交付金事業等の繰越明許費を、地方自治法施行令第146条2項の規定により報告するものでございます。事業名、翌年度繰り越し等については、別紙のとおりそれぞれ掲載をいたしております。よろしくお願いを申し上げます。

議長（石田春子君） 質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで行政報告を終わります。

議長（石田春子君） 日程第5、承認第2号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第2号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律、平成24年法律第17号、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成24年政令第109号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成24年総務省令第28号は、平成24年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、関連する笠置町税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条1項の規定により専決処分をいたしましたので、今回提案させていただき次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） おはようございます。

それでは、承認第2号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、御説明申し上げます。説明のほうは、7ページの新旧対照表から御説明申し上げます。

なお、地方税法等の改正に伴う条文のずれに伴う文言整備や笠置町の税条例の条文のずれに伴う文言整備については、説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、第36条の2項でございます。これは、公的年金に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要となったものでございます。

続きまして、8ページの第10条の2項の法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合について、御説明申し上げます。

いわゆるこれは、地域決定型の地方税制特例措置、わがまち特例という通称名でございますけれども、その部分で、第1項の法附則第15条第2項第6号は、雨水貯留浸透施設は3分の2、第2項の法附則第15条第10項は下水道の除外施設の4分の3とするものでございます。なお、この部分につきましては、当町では該当する施設はございません。

続きまして、9ページの第11条から14ページの第13条までは、平成24年度の評価替えに当たり、原則として従来の土地に係る負担調整措置等を継続することといたしております。住宅用地に係る措置特例につきましては、不公平是正の観点から廃止することといたしております。ただし、納税者の負担感等を考慮しまして、平成24年、25年度に段階的に経過措置を講ずるという文言整備でございます。

続きまして、15ページの第21条の2項では、特定一般社団法人等に係る固定資産に対して課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けたものが課することができる場合の提出書類等を明記しております。

続きまして、16ページの第22条の2では、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域内的の土地及び家屋に係る課税免除措置等を平成25年度以降も当分の間継続するという条文の追加でございます。

以上が今回主な改正でございまして、なお施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行します。ただし、第36条の第1項のただし書き等につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。よろしく御願い申し上げます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。今、説明いただきました内容なんですが、農地に対する固定資産税の特例という13条があるんですが、そこに記してあります年度の表示がこれで正しいかどうか、再度検討をお願いします。間違っていないかどうかチェックしてください。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの御質疑は13条関係ですか。

(「第13条」と言う者あり)

総務財政課長(田中義信君) 第13条ですね、済みません。第13条の改正文のところが21年から23年とあってある部分でございます。申しわけございません。これは、議員御指摘のとおり間違いがございまして、24年度から26年度ということでございます。大変御迷惑をかけました。済みませんでした。

議長(石田春子君) 松本君。

3番(松本俊清君) こういう公の資料を提出される場合は、非常に多忙かもしれませんが、文章のチェック体制を強化してもらいたいと。これは今の場合じゃなしに、全課にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(石田春子君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(石田春子君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(石田春子君) これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第2号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(石田春子君) 挙手全員です。したがって、承認第2号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長(石田春子君) 日程第6、承認第3号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 承認第3号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令、平成24年政令第109号が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を地方自治法第179条の規定により専決処分をし、平成23年3月31日付にて制定した次第でございます。施行日は平成24年4月1日でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達弘君） おはようございます。それでは、承認第3号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を御説明申し上げます。最後のページの新旧対照表で御説明申し上げます。

東日本大震災に係る被災住居財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということで第16項を新設しております。この16項の内容につきましては、内容としましては附則第4項の条項を読みかえるための条文になってございます。内容につきましては、東日本大震災によりまして滅失した家屋の敷地や権利を譲渡したときの特別控除の特例というのがございまして、現在は3年でございますが、それを7年に延長するということによりまして国民健康保険税の算定の所得割額が変わってきますので、その特例をうたったものでございます。

説明は以上で終わらせていただきます。以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第3号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、承認第3号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（石田春子君） 日程第7、承認第4号、平成23年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第4号、平成23年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、東部広域連合特別分担金及び相楽中部消防組合特別分担金の計上となっております。財源といたしまして、市町村未来づくり交付金を充当いたしております。よろし

く御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、承認第4号、平成23年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴います専決処分の承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

まず、初めに、この予算の専決に至った理由といたしまして、3月28日に京都府自治振興会より電話がありまして、東部連合及び中部消防組合より申請のありました未来づくり交付金の行財政改革分につきまして、構成市町村からそれぞれ東部連合、中部消防組合へ負担金として拠出していただきたいという旨の電話がありました。時期が時期だけに、中部消防組合、また連合構成市町村がそれぞれ協議いたしました中で、専決するという事で業務に支障を与えないと判断いたしましたので、3月30日付をもちまして専決処分した次第でございます。

それでは、本予算の説明でございますけれども、7ページの歳入でございます。14款府支出金、1目総務費府補助金としまして、補正額340万6,000円、これは市町村未来づくり交付金の行政改革分でございます。

歳出につきましては、めくっていただきまして、8ページの一般管理費としまして、相楽東部広域連合の特別分担金280万9,000円、並びに消防費の常備消防費、相楽中部消防組合へ特別分担金として59万7,000円をそれぞれ計上いたしております。よろしくお願い申し上げます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第4号、平成23年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、承認第4号、平成23年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（石田春子君） 日程第8、承認第5号、平成23年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第5号、平成23年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を御説明申し上げます。

平成23年度笠置町後期高齢者医療広域連合納付金の最終調査により、73万6,000円の歳出予算不足額が見込まれました。これは、歳入、後期高齢者医療普通徴収保険料で、調定額に対する予算措置額が低くなったことによるもので、地方自治法第179条の規定により専決処分をするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達弘君） 失礼いたします。承認第5号、平成23年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、御説明申し上げます。予算書の6ページとそれから7ページにわたりまして、歳入歳出それぞれ1件ずつ計上させていただいております。

先ほど、町長の提案理由にございましたとおり、23年度の最終の保険料、24年3月分の保険料は4月上旬に消し込みします。それで、後期高齢者広域連合には4月下旬に納付することとなります。その最終調査によりまして、予想を上回りまして予算額以上の納付金の必要が生じました。今回その不足額73万6,000円の増額補正を専決処分させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第5号、平成23年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、承認第5号、平成23年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（石田春子君） 日程第9、議案第15号、笠置町自転車等の放置防止に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第15号、笠置町自転車等の放置防止に関する条例制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、自転車の安全利用に関し必要な事項を定めるとともに、町民の良好な生活環境を確保し、町の美観を維持するとともに、生活の安全の確保を図ることを目的とし制定した次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第15号、笠置町自転車等の放置防止に関する条例制定の件を御説明申し上げます。

なお、参考に条例の施行規則案をつけております。その規則案の中で一部条文の間違がございます。第5条の第11条第2項及び条例第11条の第2項、同じ条文が入っておりますけれども、これは第12条でございます。なお、この施行規則の案につきましては、本条例が通った後、決裁をいただく予定にしております。

それでは、第1条の目的から御説明申し上げます。

目的につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、町民の良好な生活環境の保持、町の美観の維持等を図ることを目的としております。

第2条の定義では、第1号から第7号までそれぞれ用語の意義を明記しております。

第3条の町の責務としまして、第1条の目的を達成するため施策を講じるとともに、関係機関との協力体制の確立等により自転車等の放置防止対策の推進に努めるということになっております。

第4条の自転車等利用者の責務としましては、自転車等を利用する者は自己責任にかかわる部分を明記したものでございます。

第5条の自転車小売業の責務では、自転車販売者としての努力義務を明記しております。

続きまして、第6条の鉄道事業者の責務といたしまして、自転車駐車場の設置に努めると

ともに、目的のため町との連携を保つこととしております。

続きまして、第7条でございます。放置禁止区域の指定では、放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならないとなっております。現在考えております放置禁止区域は、産業振興会館周辺と考えております。

続きまして、第8条の放置禁止区域の指定の変更では、変更または解除する場合も第7条と同様に告示をしなければならないということでございます。

第9条の自転車の放置の禁止では、放置禁止区域内に自転車を放置してはならないという明記をしており、第10条の調査等では、放置禁止区域内に自転車等を放置した場合、関係機関等へ所有者等の確認に努めることとしております。

第11条の放置自転車区域内の放置自転車に対する措置といたしまして、1項では、区域外に移動するよう指導、または命ずることができる、第2項では、放置された自転車の保管場所で保管することを明記しております。

第12条の放置禁止区域の放置自転車等に対する措置としまして、当該自転車に警告札を取りつけ、7日間過ぎれば保管場所において保管することができる。

第13条では、施錠のため移動できない自転車等の措置といたしまして、放置禁止区域内外問わず、他の構造物との間で施錠等がされている場合は、施錠を切断し、保管場所に保管できるということをうたっております。

第14条では、保管した自転車等の措置といたしまして、第1項では、保管した自転車等の移動した理由などの事項を掲示し、2項では、保管した自転車等で利用者を確認できるものにつきましては、引き取り文を通知する。第3項では、利用者が引き取らない場合は、第1項の掲示日から1カ月経過した後、処分ができることとなっております。

続きまして、第15条でございます。第15条では、必要に応じ関係機関と協議または要請するということになっております。

第16条では、条例施行に伴い、必要な事項は別途規則で定めるという委任条項になっております。

以上でございます。

なお、施行日につきましては、平成24年の7月1日となっております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。この自転車のこの表に、条例はいいんですけれども、

ちょっとお聞きしたいことについて、第14条の3なんですね。ここに、後、処分するまで約1カ月保管するということになっているんですが、それに対するもう少し説明してほしい。というのは、保管場所をどこにするのか。また、これを目的達成するためにかかわる人材、パトロール等の検出はどのようにされるのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま質問ございました第14条の関係でございます。1カ月間という部分でございます。その間には、先ほど、条文の中でいろいろ調査、確認等をするということになっております。

なお、まずその自転車の所有者がわからない場合は、関係機関、要は警察等に照会をかけて、また警察からの回答を待つという部分になっております。それで1カ月間という部分でございますけれども、その保管場所につきましては、笠置町の役場の第2庁舎の下にあります駐輪場がございます。そこが保管場所と考えております。

あと、自転車等の今後、産業振興会館周辺でございますけれども、これはあくまで町有地だけでございまして、民有地にかかります部分につきましては、それぞれの所有者のほうで対応していただくということになっております。

以上でございます。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、課長のほうから答弁されました私有地については私有地の方の判断に任すと答弁されました。駅前がJRの土地ですけれども、JRの土地でもこの条例は適用されますか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 今、御質問いただきましたJRの土地ということでございます。

この部分につきましては、第6条の鉄道事業者等の責務の中にあります。よって、当町では、原則的にはJRの土地であったらJRの中で対応をお願いするということになっております。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） 6番、西岡です。第4条の中で、自転車利用者の責務ということで、自転車防犯登録を受けるよう努めなければならないということをやっておりますけれども、今も多分販売店で防犯登録というのは受け付けとかやっていると思うんですけれども、町としてこの防犯登録というものをどういうふうに管理していくのか。また、どういうように使おうとされておるのか、その辺ちょっと聞かせてください。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。第4条関係で、そしたら笠置町のほうでそういう防犯登録等はどのように管理していくかということでございます。この部分につきましては、笠置町ではそういう部分はなかなか管理はできません。それぞれ、第5条にございます小売業者の責務というところにもありますとおり、小売業者の中で当然そういう登録をつけて、それぞれのリストを持っていただいているという部分で、我々としてその登録票に基づきまして関係機関、そういう小売事業者等にも確認をさせていただくということで考えております。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） わかりました。ということは、販売店のほうでそういう管理をやっているということは、これは全国的にやられているのかな。やられているんですか。

それで、笠置町なんかやったらどこで買うかわかりませんわね、我々利用者は。その辺のことをどういうふうにご利用していこうとされているのか。これ、全販売店へだっと聞くわけですか。それとも、この登録されているやつは全国的に何かそういう組織があって、パソコンとかそういうもので見られるようになっているのかどうか。その辺はどういうふうにご考慮されますか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございますけれども、私も詳しいことはわかりませんが、それは登録番号が多分自転車にそれぞれ入っていると思います。その登録番号をそういう協会、軽自動車でしたらいろいろな協会とかあると思うんですけれども、自転車等につきましてもその登録番号を検索すれば、どこでの販売業者というのはわかると思います。

以上でございます。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 7番、和田です。先ほどの質問の関連ですが、14条の3項の関係で、掲示の日から起算して1カ月を経過した後、処分するところという条文になっておりますが、これはどうなんですか、その業者が決まっておってそこへ持って帰ってもらうと、こういうことなんですか。その辺どういう処分をされるのかというのをちょっと。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 第14条の処分でございますけれども、これは一つの考え方と

しまして、粗大ごみとしての扱いも一つ視野に入れておりますし、またもし町民の方々に引き取りがあるとするならば、それも一つの処分の方法ではないかなと。まず、現段階では1カ月を過ぎれば処分ということは、粗大ごみへの処分をまず第一に考えております。

以上でございます。

議長（石田春子君） 和田さん。

7番（和田榮雄君） 手のかかるような処分であれば、かえって金が要るので、そういう粗大ごみで持って帰ってもらうということも結果的に有効なんですかね。その辺はどうなんですか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 笠置町の自動車の放置に関する条例もあると思います。そういう中でも、ある一定の期間を過ぎれば処分をするということになっております。それと同様な考え方としまして、その処分の際には一定の手数料等もこれはやむを得なしかないとはいえませんが、あいに考えております。

以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。杉岡君。

1番（杉岡義信君） 1番、杉岡でございます。今、ちょっとした皆さんの意見の関連になるんですけども、11条の2について、放置禁止区域内に放置されているところは、町長が定めた場所に移動し保管することができるということになって、書いています。それで、13条には、当該自転車等について移動できない場合には施錠を切断することができる。施錠ということはかぎがかかっているということですね。これを切断して移動させるということなんですけれども、後々これが持ち主がわかったとしたら、これに対する補償とか、そういうものについての障害は生じないんですかね。そこのところちょっと。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、第13条の施錠した自転車の取り扱いということでございます。その自転車に、放置されているとするならば、この自転車は警告札をまずつけます。警告札をつけて、心当たりの方がまた役場へ来ていただくとかそういう話になるのかなと思います。それから7日間過ぎれば、もし登録番号とかなくて何も所有者がわからない場合は、もう施錠を壊して一定の保管場所へ移すと。ある一定の順序を踏んでいった中で、最終的な施錠を壊すということで考えております。

以上でございます。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） 今、課長の説明があったんですけれども、その中に施錠してあるけれども、これをせなければ施錠も切りますよという文章を入れておいたほうがええと思うんで、そこのところもひとつ考慮したってください。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、そういう文言もその中へ入れておいたらどうかという話でございますけれども、当町としましては、この条例がきょう御承認いただければ、条例の中での範囲で対応していきたいというぐあいに考えております。

以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。西村君。

4 番（西村典夫君） 4 番、西村です。ただいま振興会館前の駐輪場には、何年間も放置されたままの自転車やバイクがあります。この条例がもしも決まれば、一日も早く執行をお願いするわけです。

また、電車に乗られる方、自転車で来られて、駅前や振興会館の周辺に放置して電車に乗られる方がおられます。こういう場合、ある日突然この条例を執行されるよりも、ちょっと一定の条例が決まったので、この条例に適して処置をさせていただきます、そういうふうな周知の期間がある一定あったほうが、私はスムーズにこの条例を執行していけるんじゃないかと思うんですが、課長、その辺どうお考えですか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございますけれども、通勤、通学されている方々が自転車を利用している場合の周知ということでございます。

なお、この条例はすぐ放置というのか、とめてある自転車を処分するものではなく、ある一定の期間を放置したままのやつをするものでございます。ある一定の期間を過ぎて、だから常々通勤、通学にされているものにつきましては、その都度その都度そんなん張りには行きませんし、またある一定の期間、4日、5日ほど置いてある場合は、それを対応をしていきたいというぐあいに考えていますし、この条例が御承認いただければ、その付近へここは自転車放置禁止区域ですよというのは、張らせていただこうかなというぐあいに考えております。

以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(石田春子君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(石田春子君) これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第15号、笠置町自転車等の放置防止に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(石田春子君) 挙手全員です。したがって、議案第15号、笠置町自転車等の放置防止に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長(石田春子君) 日程第10、議案第16号、笠置町印鑑条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第16号、笠置町印鑑条例一部改正の提案理由を御説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律、平成21年法律第77号、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令、平成22年政令253号及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令、平成22年総務省令第113号が施行され、印鑑登録証明事務処理要綱の一部が改正されたことに伴い、笠置町印鑑条例の一部を改正するものでございます。施行日は、平成24年7月9日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(石田春子君) 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長(東 達弘君) 失礼いたします。議案第16号、笠置町印鑑条例一部改正の件につきまして、御説明申し上げます。

説明は、3ページの新旧対照表、右のほうが改正前になってございます。先ほど、町長の提案理由にございましたように、住民基本台帳法の一部を改正する法律によりまして、本年4月9日から外国人登録という制度がなくなります。それに基づきまして改正するものでございます。

まず、第2条でございますが、外国人登録法という表記を抹消させていただいています。これ以後、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法に含まれることとなりますので、それ

に係ります文言が整理している部分につきましては説明を省かさせていただきます。

それから、その次に第4条の第3項第1号、中段のところでございますが、これも文言の整理でございます。

それから、下段の第6条、これは文言の整理と、最後のほうに、下から4行目に通称という言葉が用いられ、今回その印鑑登録票の中に通称、あるいはまた通称の一部を組み合わせたものを印鑑登録原票の必要登録事項とするということの改正をさせていただきます。

それから、4ページに参りまして、第7条の第3号に氏名の括弧の後に、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称という文言を追加させていただいております。

それから、同条第8号が新設されております。片仮名表記のケースが考えられますので、片仮名表記の印鑑登録原票の登録を必要登録事項というふうにされた文言でございます。

それから、下段5号のほうも通称の改正に伴う文言の整理でございます。

5ページ、最後でございますが、附則で現在の印鑑登録票と改正後の印鑑登録票の整理をさせていただきます。まず、第1項につきましては、施行日、本年の1月9日から施行する。住基法の改正に合わせて施行させていただきます。

それから、第2項につきましては、今言いました現在の印鑑登録原票の取り扱い、改正後の印鑑登録原票の取り扱いについて規定を表記しておりまして、まず第1号では、これからの住民基本台帳法では、3カ月未満の短期の外国人につきましては、外国人登録法という制度がなくなりましたので、住基法の管轄外になります、3カ月未満につきましては。ところが、今までは3カ月未満の方でも、外国人登録をされた方が市町村に印鑑登録をされるというケースがありました。7月9日以降、3カ月未満の外国人登録者につきましては、権利がなくなりますので、その方の印鑑登録があれば職権で抹消するというふうな内容を1号で書いております。

それから、2号につきましては、住民基本台帳の中に片仮名表記等なり、それから通称等の記載が義務づけられましたので、その記載に基づいて職権で印鑑登録原票も修正できるというふうなことを記載したものでございます。

以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(石田春子君) これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第16号、笠置町印鑑条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(石田春子君) 挙手全員です。したがって、議案第16号、笠置町印鑑条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

これより10分間休憩いたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時43分

議長(石田春子君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(石田春子君) 日程第11、議案第17号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第17号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

地域手当受給者に係る条例整備を提案するものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(石田春子君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(田中義信君) それでは、議案第17号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正につきまして、2ページの新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

18条の4の期末手当でございます。この改正につきましては、期末手当の基礎額に地域手当の月額を加える文言整備でございます。18条の7の勤勉手当につきましても、勤勉手当の基礎額に地域手当の月額を加える文言整備でございます。

続きまして、3ページの第19条の勤務時間1時間当たりの給与額の算出につきましても同様でございます。第20条の休職者の給与の改正につきましても、それぞれ地域手当を加える文言整備をしております。

以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第17号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第17号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（石田春子君） 日程第12、議案第18号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第18号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の提案理由を御説明申し上げます。

京都子育て支援医療費助成補助金交付要綱、平成5年京都府告示第407号の一部が改正されたことに伴い、笠置町児童医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。なお、改正後の条例では、助成する年齢の範囲は入院外とも12歳までが助成対象となります。施行日は、平成24年9月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。議案第18号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

2ページの新旧対照表でございます。ここには記載しておりませんが、第2条のところで児童という定義をしております。そこで、この条例における児童とは、出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を言うてでございます。それを前提にいたしまして今回の改正を行ってございます。第4条第1号の中で、入院と入院外に今までは対象年齢を分けてございましたが、先ほど町長の提案理由にもございましたように、

12歳まで一律に児童の疾病及び負傷につきまして助成することになりましたので、その旨を改正させていただくものでございます。施行期日は、平成24年9月1日から施行となっております。

以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。福本君。

2番（福本宗雄君） 児童というのは、笠置町の条例では12歳と決めている、先ほどあったとおりであります。ということであるなら、入院は今までどおり小学校卒業まで無料だが、通院は今までは小学校へ入るまで無料だったのが、今回は小学校を卒業するまで無料ということでもいいのか。窓口負担200円は要りますが、それでよいのでしょうか。山城病院へ行ったら200円、また耳鼻科、歯医者それぞれ200円要りますが、合計5カ所行ったら1,000円、これでいいのでしょうか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございますが、200円につきましては1カ月ごとの1医療機関というふうなことで定義をしてございますので、そういうことで御理解よろしく願いいたします。

それから、前段で言われました通院が12歳まで無料になるのかというふうなことにつきましては、入院にしる通院にしる12歳までを助成するということで間違いございません。

あと、200円の根拠といいますか、それを言われていたというふうにとりましたが、200円につきましては、今までいろいろな場面で国民健康保険の調整交付金、国庫負担金等々での影響を加味してということをお願いしてきたところでございますが、200円をいただくのと完全に無料にするのでは調整率が0.03ほど違います。その部分で少しでも緩和を少なくするというふうな観点から、今までどおりいただくというふうなことを提案させていただいております。

以上でございます。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） そういうことであるなら、京都府の助成の引き上げを受けとめたということで一定評価できる。ただ、南山城や和東町では、中学を卒業するまで医療費は入院も通院も無料になっている。一日も早く財政の見通しを立て、同じにすべきだと思う。このことについて指摘しておきます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。今、医療無料化される自治体がふえ続けております。

笠置町も小学校卒業までであります、大きな前進であると思っております。子育て世代の親御さんにすれば、安心して子育てできるようになります。今後、今、福本議員も言われたように、何とか財源を確保されて、中学校卒業までされるようお願いをするわけであり

ます。

今、医療無料化されている自治体で、窓口で一たん支払った後で役場などで払い戻される方法と、役場から提供された受給証を提示して、窓口支払いなしの方法をとっておられる二通りの自治体があります。これは、窓口での支払いがないと給付費がふえるといつて、国がそういう方法をとっておられる自治体に、国保に対するペナルティーを科しておられるからです。笠置町は、どういう方法でこの医療無料化をされますか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございますが、窓口支払いと申しますのは京都府の制度でございますので、京都府内の医療機関で受診された場合はこの保険証が適用されます。京都府外の診療所で受診されました場合は適用されませんので、一たん個人で一部負担金を払われて、後々役場へ請求されに来るといふケースと、それから今現在、国保連合会等定着しておりますのは、一部負担金200円につきましては定着してございます。完全に無料化されている自治体につきましては、この部分も定着しておりませんので、国保連合会のシステム上、窓口へその一部負担金を請求されに来る。この2つのケースが窓口支払いのケースでございます、これに対しまして国保調整交付金、国庫負担金等の関係する部分というのは、この窓口支払いのシステム自体はございません。全体の給付費というのはわかりますので、最終的にはそれが影響するわけなんです、このシステムに係る調整交付金の関係するところというのはございませんので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今まで何回も子供の医療無料化に制度をつくっていただきたいということを質問するたびに、ここに対するペナルティーがあるということでもちゅうちょされて、実現されなかったわけですけれども、今回この制度を立ち上げた上でペナルティー、そういうのはもう影響ないということで理解していいんですか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。そういう観点のお話でしたら失礼いたしました。

先ほど、福本議員さんのほうの御質問の中でも若干ちょっと触れさせていただいたんですが、国保財政の中に200円取るのと全く無料にするのと、補助金と調整交付金、主に国庫の部分でこの2つが影響してございます。そこで、地方単独事業を実施している市町村にあっては、いろいろな負担額のケースで調整率を乗じて算出するということになっていまして、まず取るほうでは0.8980という調整率がございます。それから、全く無料にするということでは0.8611ということで、0.03ほど差がございます。この調整率が給付費、医療の給付費にかけて調整交付金なり国庫補助金なりに影響してくるものでございます。笠置町としましては、する限りはできるだけ影響の少ないほうをとらせていただくということで、200円をこれまでどおりいただくという方法を御提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第18号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第18号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（石田春子君） 日程第13、議案第19号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第19号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の提案理由を御説明申し上げます。

京都府老人医療助成事業費補助金交付要綱、昭和45年京都府告示第528号の一部が改

正されたことに伴い、笠置町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。なお、本改正は、平成22年度税制改正における所得税の年少扶養親族に対する扶養控除の廃止等によって、本制度の受給資格を喪失する方が発生することを回避するものでございます。施行日は、平成24年7月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。議案第19号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

最後のページの新旧対照表で説明させていただきますが、まず説明する前に、今の制度について若干説明させていただきます。

65歳から70歳につきましては、高額所得者以外は一部負担金は3割でございます。それから、70歳から75歳になられますと前期高齢者ということで、一部負担金が1割になります。65歳から70歳の3割につきましては、京都府の老人医療制度という府の制度によりまして、3割から法令上2割に引き下げましょと。その分を京都府が負担ましょという制度がございます。現在は、実質は1割でございます。法では2割になっておりますが、暫定的に1割、この1割負担に該当する方はこの条例でございます第2条でございますが、ここに該当すれば65歳から70歳まで一部負担金が1割になりますよということをやっております。

今回、第4項で改正いたします平成22年の税制改正によりまして、年少扶養控除、特定扶養控除、年少扶養控除につきましては廃止、特定扶養控除につきましては縮小でございますが、この改正によりまして23年度以降の所得税に反映されます。課税世帯になりますと、本来は今までの規約でしたら対象外になるわけなんでございますが、この年少扶養控除と特定扶養控除の分で課税世帯になる分につきましては、今までどおり老人医療制度の適用をましょというふうな改正になってございます。施行期日につきましては、24年7月1日からということで改正をいたします。説明は以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。今、課長のほうから制度についてちょっと説明を受けたんですけども、ちょっとわかりにくい点があったので説明をお願いします。

65歳から70歳まで老人医療の支給に関して3割が、法律上は2割だけれども実質的には1割になっていると、そうおっしゃられました。その辺がちょっとわからない。その辺の

財源はどうなっているのか、あわせてお願いします。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。財源ということでございましょうか。

京都府の老人医療制度で、今、先ほど言いましたような形で助成制度をやっております、財政指数で補助率が2分の1、3分の1というふうに分かれております。笠置町につきましては、本来一部負担金は3割ですが、1割に助成している部分につきましては、2分の1を府と町と折半して負担させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第19号、笠置町老人医療費支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第19号、笠置町老人医療費支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（石田春子君） 日程第14、議案第20号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第20号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件の提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正は、公営住宅法の改正に伴い、法律で規定されていた幾つかの要件が廃止され、市町村裁量により条例で定められるようになったことから、これを条例に規定するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件

の御説明を申し上げます。

まず、今回の条例改正の概要について御説明させていただきます。

今回の条例改正の主なところでございますが、まず、ただいまの提案理由の説明にもございましたように、公営住宅法の改正に伴い幾つかの要件が廃止されたことと、大きく2つに分けて、もう一つは暴力団の排除という項目を追加しております。

1つ目の公営住宅法の改正に伴うものといいますと、この条例に関係する主なものは、同居親族要件というのと入居収入基準の関係、これらが国の法律から削除というか廃止されたので、このことにつきまして町の条例にうたう必要があるということになりました。もう一つは、公営住宅等の整備基準関係というのも廃止されたので、これも整備基準を制定していかなければならないということになっておりますが、この整備基準につきましては、まだ今回の改正ではございませんが、本年度中に改正する予定でございます。

法律の主なところを申し上げますと、同居親族の関係なんですが、公営住宅に入居する際は同居する親族がいなければならないという項目がありまして、これが削除されております。それから、入居収入基準というのは、市町村が条例で定めることとなっております。国の法律にうたわれておりました金額というのは削除されておりますが、国のほうは参酌基準ということで、いきなりなくなったときには何を参考にしていいかわからないので、そういう基準を示しておりますので、今回の条例改正におきましてはその基準を適用するようになっております。

主な改正の項目は以上でございますが、基本的なことを先に申し上げますと、現行の条例に特に変わるところがない、法の改正に関します改正につきましては、現行の公営住宅の条例と変わらないという形になっております。それと、先ほど申しましたように、これにあわせて暴力団排除の条項を追加しております。

新旧対照表で御説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

改正案で、まず第6条で入居者の資格ということがあります。第1項、第2項、大きく分けて2つありますが、この項目につきましては、同居親族の要件と収入基準、裁量階層の範囲を定めるもの、これと暴力団排除の条項です。第6条第2号では金額を定めておりますが、これが先ほど申しましたように、今までは国の法律にありましたが、これを参酌基準ということで、これを参酌して現在の条例と同じ基準というふうにしております。それから、第7号では入居で暴力団の排除をうたっております。それから、5ページの下の方の第2項ですが、これにつきましてもそれぞれ国の基準にありましたが、今回それが削除されました

ので、全く同じような項目で適用できるように、5 ページ、6 ページ、7 ページにわたってありますが、この項を条例に記載しております。

続きまして、8 ページ、入居者の資格の特例ということでございますが、これは引用の条項とか文言の整備でございます。

次の第8条で、入居の申し込みの決定ということでございますが、この項目につきましては入居要件確認のための調査規定ということで、それを明確にしております。

続きまして、第9条、入居者の選考の項目でございますが、これも文言の整備でございます。

次のページ、9 ページに移りまして、同居の承認というところでございますが、同居承認の際の要件の整理と、第3号に入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合というのが、承認しないという項目で挙げております。

その次に14条、入居の承継というところでございますが、これも第2項におきまして、暴力団排除条項の追加をしております。

次の収入超過者に対する認定でございますが、第30条、引用条項の整理でございます。

続きまして、最後の10 ページで、住宅の明け渡し請求という項目でございますが、40条第6号で、この中で暴力団員であることが判明したときということで、この項目を追加しております。

なお、本条例は、公布の日から施行するというふうにしております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。今回の条例改正とは直接関係はしないんですけども、今、有市の住宅、たくさんあいている箇所があります。空き家バンクなど積極的に展開されていますが、町営住宅がこれほどあいていると意に反すると私は思っています。今後、入居を促進するため、入居していただきやすいよう、そういう観点で今後、また再度条例を見直していく必要があるのではないかと私は思います。たくさんあいているところがあれば、防犯にも衛生上も問題が生じてきますので、できるだけ入居するように敷居が高くないようなそういうような条例も今後考えていただきたい、そのように思いますがどうでしょうか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。ただいまの御質問ですが、議員御指摘のとおり、有市住宅ではかなり空き家がふえてきております。有市住宅だけに限らず、先ほどおつ

しゃったように、空き家バンクなどということ町全体でやっておりますので、町営住宅がそのようにあいていくというのは健全な形ではないと思います。今回の条例は、国の法律が改正されましたことで、今までうたわれていなかったことを条例にまず明記しようということで提案させていただいておりますので、今後につきましては町全体で考えていかなければならないこともたくさんあるかと思っておりますので、皆さんの御意見をお伺いいたしまして、また条例をもう少し、先ほどおっしゃったようにいろんな入居の基準も見直していく必要があるかと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。杉岡君。

1 番（杉岡義信君） 1 番、杉岡でございます。今、同僚議員のほうから有市住宅のほうに空き家が目立つという話がありました。空き家が目立つんじゃない。法律が変わって家賃の棚代が上がった。その辺について、かなり住宅のあれが高くなってきた。そうすれば、利便性に考えても、子供のあれに考えても、同じ家賃を払うのであれば近くの利便性のあるところへ引っ越そうかという形で減ることが今現在起きているわけでございます。そういう中で、これから 1 人でも多く町で若い人を残そうとするならば、ちょっとでも安く住宅の補助でもしてやってほしいなど。もう高い人では、かなり 5 万も 6 万も払う人はいるんです。それはそれなりに法律で定められているわけでございますけれども、そうするならば、加茂、あっちのほうへ行ったらそれに幾ら足すんか知らんけれども、利便性がよくて、ではそこへ行くかということがかなり出ています。子供を連れて出るんで、また子供が 1 人減り 2 人減りという形になるんで、そこを踏まえた中で、町からの見直し等についてもお願いするところでございます。どうですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問でございますが、先ほどの回答と少しダブるところがあるかと思っておりますけれども、先ほど説明させていただきましたように、今回の条例改正で町のほうが独自で判断していけるという項目がふえました。先ほど申しましたように、参酌基準という国のある一定の目安というのを上げておりますが、決してそれによらなければならないということではございませんので、今後は町全体のやはり人口の減少を食い止めるという意味でも、いろんな施策の中の一つとしまして、町営住宅もその中で考えていきたいと考えております。また、皆様方の御意見をよろしく願いいたしたいと思っております。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） 杉岡でございます。そういうことで、国からのあれがなくなったと。笠

置町で考えよと。もう家賃なりそういうやつは自分らである程度考えて、せえという内容の説明やったと思うねんけれども、それならばなおさら動きやすいんじゃないかと。国が定める一定の基準をずっと通してきた成果が、1人減り2人減り、人口的にはかなり減っているわけでございます。1人でも多く子供の声が聞こえるような制度にしてやってほしいなど、こう思うんです。こういうことで、ひとつ頼んでおきます。もう答弁よいです。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第20号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第20号、笠置町営住宅設置及び管理条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（石田春子君） 日程第15、議案第21号、笠置町簡易水道事業給水条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第21号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件の提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正は、一般会計から簡易水道特別会計への繰入金を減少させることにより、簡易水道特別会計の健全化を図るため、平成18年度以降実施しておりませんでした水道料金の改定を行うものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件の御説明を申し上げます。

水道料金の改正につきましては、以前からもこの場でお話もさせていただいたかと思えます。まず、概要を説明させていただきたいと思えます。

近年、人口の減少、またトイレ、洗濯機など、節水型の機器の普及によりまして、全体の使用水量が減少傾向で、だんだん減っております。使用水量の減少に伴いまして、水量が下がるということは料金の収入もずっと減少という傾向が続いております。収入が減少いたしますと、笠置簡易水道特別会計の運営が困難となりまして、当該会計の事業収入では賄えない経費につきましては、何度かこの場でもお答えしておりますが、一般会計からの当該会計に繰出金を支出して運営継続していかなければならないこととなります。財政状況が厳しい中、一般会計から簡易水道会計に繰出金の中でも基準外の繰出金を支出するという事は、一般財源の逼迫につながるということで、このような状況が続いておりますので、ここ数年監査委員さんの意見からもこの項等については何度か御指摘を受けておるところでございます。

このようなことから、今回水道使用料の改定を行いまして、少しでも健全な簡易水道事業の運営を図るということを目的にしております。水道料金の値上げ率につきましては、一般会計からの基準外繰出金をすべてなくすためには、現行の料金を70%以上上げなければなりません。しかし、70%以上を一気に値上げするということとなりますと、住民の方への大きな負担になりますので、今回は約30%の値上げを実施するという事で提案をさせていただきます。なお、70%を30%ということにしておりますので、今後は段階的に値上げを実施していかなければならないということも現時点では考えられることでございます。

以前からこの件につきましては検討しておりましたが、昨年6月に議員の皆様方に案を示してから約1年経過いたしました。その間にさまざまな御意見をお聞きして、いろんな意見がございましたが、これででき上がった案が今回提案させていただく案でございます。

条例案の新旧対照表をお願いいたします。改正の案でございますが、第27条で現行基本料金10立米までを1,000円としておりましたものを、基本料金を1,300円に改正、超過料金120円としておりましたものを150円に改正するものでございます。なお、この条例は平成24年、今年度の10月1日から施行するという事で提案させていただくものでございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。今、改正について課長のほうから報告があったんですが、それについては異議ないですが、基本料金、今30%アップ、それについて、超過料金が25%アップであります。今のところ手持ちには23年度の資料がありませんので、一応

わかりませんが、22年度の実績では基準内繰り入れが3,063万3,000円、それと同時に、基準外繰り入れが2,716万6,000円、合計しますと5,779万9,000円になるんですけれども、今回の値上げの額に対してこの改正だけでは、言葉の表現が悪いかもしれませんが、これに対しては焼け石に水じゃないかというように考えられます。だから、今後笠置町簡易水道事業として長期にわたるビジョンをどのようにされるのか、一応御回答をお願いしたいと思います。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど私の説明でも申し上げましたように、まず本来なら70%以上、80%近い金額が22年度では必要ではないかと思えます。今、議員が御指摘されました平成22年度のデータによりまして、約5,800万のうち基準外の繰入金が2,700万ございます。21、22年度というのは起債の償還のピークでもございますが、今後はだんだんと償還は下がっていきますが、このような基準外の繰入金は現行のままでいくと、ずっと必要になってきます。

また、いろんな機器の修理、その他経費として支出する分もたくさんあるかと思えますので、先ほども御指摘あったように、このままで今30%の値上げをして、そのまま健全になるかというのはとても考えられるものではございません。今後、節約できるところにつきましてはできるだけ、今までもやっておりますが、それ以上に経費の節減は考えていきたい、また新しい考え方でできるところはやっていきたいと思えますが、今の現行の簡易水道の法律、その他で縛られているものが存続する限り、基準外繰入金ということで繰入金を減らすためには、最終的には料金収入に頼らざるを得ないと考えております。

どの時期にどういう形になるかはわかりませんが、今後につきましても、またこの条例の改正を御了承いただけましたら、これの次のまたデータにいたしましても順次示していきたいと考えておりまして、まだ今、先のビジョンといいましてもかなり大きなものがございますが、これにつきましても皆様の今後の御意見をお伺いしまして、先をを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。福本君。

2番（福本宗雄君） 今回の条例で、第27条（2）その他特殊なものについては町長が別に定めるとなっているが、実際に別に定めた要綱などがあるのかどうか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。ただいまの御質問ですが、減免のことになるかと思いますが、それにつきましては、その金額を詳細に定めたというのは今の時点ではございません。町長が定めたままずっと引き続いております。

以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 町長に尋ねます。同和減免のここに、その他特殊なものについては町長が別に定めるとなっていますが、この適用はどうなっていますか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

先ほど課長が答弁いたしましたとおり、同和減免を指しております。これについては、町長が別に定めるということで、その額の内容等については現在検討中でございます。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 現在検討中ということですが、ちょっと納得できません。以前の私の一般質問では、水道料金で同和減免をされている近隣自治体はという問いに、現在私の知る限り近隣にはございませんと答弁があったが、それは間違いないのか、再度確認します。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。ただいまの御質問ですが、以前にもあったかと思えますけれども、私の知る限り現在近隣ではございません。

以上です。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 減免の根拠となる同対法そのものがない中で、さらに減免を続けるというが、その根拠になる要綱もないということは大きな問題である。前町長は、値上げのときに同じ扱いにすると断っていた。すべての世帯で24年度1,000円、25年度1,150円、26年度1,300円にすれば公平であり、ベターだと思う。格差を設ける法律もない。要綱もない。この点についてはどのように考えているか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 現在、同和減免という形で水道料金が行われて、設定されているわけですが、これも平成26年度の解消に向かって、同和減免を解消していきたいという思いを以前にも御説明申し上げたと思います。それについては、根拠がないのになぜ同和減

免をするのかという御質問であろうかとも思いますが、これについては有市水道が建設された、そういった経緯も含めて、今までの経緯の中で同和減免がなされてきたということであり、その後、改正の中で一挙に減免されている水道料金を1,300円に改正するならば、値上げ率がかなり大きいものになってくるということで、段階を追って平成26年度までに同和減免を廃止していくという方向を私は説明をさせていただいたと思います。現在もその方向で進みつつあると思っております。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） それなら、すべての世帯で24年度1,000円、25年度1,150円、26年度1,300円にすればよいではないでしょうか。法に基づかない行政執行は大問題だということを指摘します。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 福本議員の質問にお答えをいたします。

同和減免をやっている状況の中で、同和減免だけが段階を追って値上げをしていくのはおかしいじゃないか、そのほかの地域においても段階を追って値上げすべきではないかという、それは福本さんの御意見だと思います。先般も議員の皆さん方の中で、いろいろと御討議をいただいた中で今回の提案でございますので、よろしく御了解をいただきたいと思います。私どもといたしましては、やはり先ほど松本議員から示されましたとおり、これからはやはり長期的なビジョンを立てた中で、簡易水道の健全化を図っていかねばならないだろうという、これは基本であるわけであり、その中での改定でございますので、よろしく御了解をいただきたいと思います。福本さんの意見は意見として拝聴しておきたいと思っております。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） 6番、西岡です。私は、この水道料金の値上げについては、以前から監査委員の立場からも、財政としてやはり値上げせざるを得んやろうということは指摘してまいりました。今回、先日の議会の全員協議会におきましても、この条例の改正の説明があつて、いろいろ議論したところであります。それはわかっていますんで、先ほど課長から今後値上げの可能性はあるという含みを言っておられました、それもそのとおりでありまして、それはあると。ところが、今回一応30%という額で、値上げを実施したいということであると思うんですよ。そこまでは理解しています。

きょう改正案を出されてきたわけですが、この中に先ほど福本議員が指摘している同和減免、これの町長、先ほどおっしゃられた3年でなくして、一般と同一にすると

いうことまではおっしゃっていたわけですが、その件についての改正案というものが全然ないんですけれども、それはなぜですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。条例では、その他特殊なものにつきましては町長が別に定めるということであっております。これは、規則とかそのほかの文書ではありませんが、この前の全員協議会の際に町長が説明をいたしました減免の金額をここで御説明申し上げます。

24年度、現行が10立米当たり1,000円、120円、1立米ごとの超過料金に対しまして、現在減免で800円、1立米ごとに100円となっております。24年度、今回の改正案、10月以降からは、この減免の分が10立米まで1,000円に対して、あと超過料金が1立米ごとに120円、それから2年目の25年度、平成25年4月から平成26年3月までの料金につきましては、減免分が10立米まで基本料金で1,150円、超過料金が130円ということになっております。それから、先ほど町長が申しあげましたように、平成26年度では約30%と申しましたけれども、基本料金は30%の1,300円、超過料金が1立米ごとに150円ということで、減免がなしという形になります。

以上でございます。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） 私が言うてんのは、そういうこれその他特殊なものについては町長が別に定めると、こうなっているけれども、その中にあるということをおっしゃっているわけやろう。そやから、その定めたものを今現在こういうものをこういうふうに変えますというものをここへ一緒につけてもらわんと、これだけやったら条例の改正だけになっとるやん。そやろ。その辺を質問しておるねんで。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御指摘でございますが、条例におきましては現在までも減免の分がございましたが、明記されたものはございませんでした。以前の改正が平成8年になりますので、その当時の決裁というのは減免の分はあるかと思えます。同じように条例として明記されておりませんが、この減免につきましては決裁文書として町の公文書として残したいと考えております。

以上でございます。

議長（石田春子君） 西岡君。

6 番（西岡良・君） 決裁文書として残すということですか。今まではそういうのはなかったということですか。それと、そうであったら、今まで水道料金の請求とかいうのは何を求めて請求をされていたんですか。決まったものはないんですか、書かれたものは。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。平成8年の改正のときは、当然決裁の文書があったと思います。私自体がその辺のことは確認しておりませんが、以前からその形をとっておりますので、そのまま続けております。今回の改正に当たりましては、先ほど申し上げましたように条例には明記されませんが、決裁の文書として残していきたいと考えております。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6 番（西岡良・君） それ、そやけれども、町長に聞きますけれども、なかったんですか、そういうのは。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 以前の経緯については私も定かではございませんので、しかし、今回この条例に定めないといたしましても、いずれにしましても金額的にははっきりしたものを提示すべきだと思います。そうでなければ、何の根拠をもって水道料金を請求するんだということにもつながってこようかと思っておりますので、その辺は今後はっきりした形で料金の明文化をしていきたいと思っております。

議長（石田春子君） 西岡君。

6 番（西岡良・君） ひとつその辺よろしくお願いします。そうでないと、私、監査委員の立場としても、そういうものではちょっと請求、水道料金の徴収もやっておられますけれども、その辺はちょっとおかしいと思っておりますよ。そういうのは、ここでちゃんと町長が定めるとなっているんやから、定めておいてもらわなあかんわな。そうですやろう。そうでないと、今回の改正のようにほんなら何でそんなものがあるんやというのがだれもわからんわけですよ。そやから、今、町長、そういうのをつくっていくということをおっしゃられましたんで了解しますけれども、その辺ひとつよろしくお願いします。

議長（石田春子君） ほかに。西村君。

4 番（西村典夫君） 4 番、西村です。私は、地域のバランスを考えて順次値上げをされるべきだと考えております。今回、提出された改正案は、24年度半年間でありますが、地域によって基本料金300円の差が生まれること、問題が生じないかと私は心配をします。その

辺どのようにお考えなのか、1点お聞きします。

また、何回も提案をしてきました。少ししか使用されないお年寄り家庭など、値上げをせざる据え置くことはできないのかと提案をしてきました。資料を出して議論をするとされておりましたが、そういう資料も提出され、議論も十分なされませんでした。これは論外として判断されたのでしょうか。あわせてお聞きをします。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ただいまの御質問ですが、少ない使用量の方につきましては、議員御指摘のように据え置きとかいう意見もございました。一番最初の説明でも申し上げましたように、たくさんの意見がありまして、その中でどれをするかというのは、その中でこれで何とかという意見をするのにはやはり時間がかかりましたが、現在提案している案に行き着いております。

ただ、先ほどおっしゃったように、5立米というのか少水量の方の資料というのは、以前に出しておりますし、まずデータの分析ということで、何%の方が実際5立米、10立米、それ以上の方ということで、資料としてお示ししております。細かいシミュレーションといましては、口頭でしか言うておりませんが、現にまず西村議員が以前におっしゃったように、5立米以下の方を据え置きということになりますと、年間約60万ほどの差が出てきます。約24%ぐらいの方が5立米未満の使用水量の方となっております。決してそれを無視してしたわけではございませんので、ほかにもいろんな意見がございましたので、その中でいいと思う方法をとらせていただきました。

以上でございます。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） 5番、上好です。私、この水道料金のことで、余り同和減免云々にこだわらんと、もっと基本的に考えてはどうかと思うわけです。先ほど松本さんも言うておりましたが、一般財源からの繰り入れがすごいと。だから、去年の6月に話が出てきたのに今まで何か事情があって延ばしてきたと。これだけでも違うわけです。だから、一般会計の繰上金、これ答えてくれなくていいんですけども、去年上げていたら値上げ前と値上げ後はどれぐらい違うかという計算もしていただいて、そやなかったらその分が住民の回り回ってどこかから出ておると。財布は一緒やから。

それと、私、水道はやっぱ基本的に独立採算のものであると。これが基本であると。だから、ちなみにこれいただいた資料なんですけれども、昭和45年に500円、基本料金。

57年に700円、8年に1,000円と、こういうことになっておりますが、これも資料の中にありましたんですけれども、これちょっと色は悪いけれども、府内18市町村の水道料金。今現在、笠置町は14番目に1,000円でのいるわけです。これがもし1,300円にしたら、福知山市に続いて10番目に入るということで、決してこれがええとは言わんのやけれども、まだまだこれから財源が厳しくなってきたら、水道代も上げていかんなんやろうということは、住民の方もわかっておると思います。

それを考えたら、やっぱり適時これから世間の情勢も見ながら上げていかんならんと、私はそう思うんですが、そういう観点から同和減免とかそういう、これは27条で、一応そのものについては町長が別に定めるということになっておるんですから。もっと住民が一番最初に知りたい基本料金を上げるということの根拠というものをもっと明確に堂々と言ってもらいたいわけですね。何も後ろめたいことしているんじゃないんやからね。そこのところをもう一回ちゃんと答えてください。だれか、町長からでもだれでもいいです。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えいたします。

先ほどおっしゃったように、水道料金というのは独立採算制であるというのが当然のことだと思いますし、独立採算制でいこうと思えば、70%の値上げをお願いしなければならないという、べらぼうな値上げになってこようかとも思います。先ほどおっしゃった府内の各市町村の水道料金、基本料金の表を見ていただいても、笠置町はかなり低いところにいると思います。ちなみに、近隣の町村の水道料金の基本料金は、和東町が基本料金は1,500円だと思います。南山城村は2,600円、府下で一番高いところだと思います。そうこういたしますと、笠置町は現在の1,000円というのはかなり低い状況にある。1,300円に改定をいただきましても、木津川市が大体1,300円だと思いますので、大体その辺に来るのではないかなと。

ただ、笠置の場合は上水道だけです。和東町、それから木津川市へいきますと、下水道も入ってきますので、上水道の大体倍ぐらいがかかってくるのではないかと思います。そうこういたしますと、笠置町の場合は1,300円というのは決して高くない数字だろうと思います。そういったことで、ひとつ今回御理解をいただければということで提案をさせていただきました。私どもも、やはり住民の生活を考えるならば少しでも安くということを考えるわけですが、しかし現在の笠置町の財政状況を考えますと、やはり少しずつ住民の皆さん方に御負担をお願いしなければならないという苦しい状況もおわかりをいただきました。

いと思います。

以上です。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。福本宗雄君。

2番（福本宗雄君） 笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件に反対をします。

今までの一般質問で、同対法がなくなったもとでも格差をつけているということには問題だと指摘し、前町長は値上げのときに同じ扱いにすると答弁していた。また、昨年8月の町長への申し入れで、現状より金額の格差が広がることには大きな問題だとの指摘に対しても、確かにそのとおりで再度考えるという回答がありました。にもかかわらず、今回も新たに格差をつけた内容となっており、認めることはできません。また、水道施設の建設費用が安かったという答弁もありましたが、今回の格差の根拠にはならないことも指摘しておきます。

法を守る自治体が法を守らなくてよいのか。他の自治体はきちんと法を守り、水道料金に格差をつけている自治体はないと、私の一般質問で行政は答弁したではありませんか。格差をつける根拠になるものが何もない。それでも平然と格差をつけてしまう。こんなまちはどこにもありません。さらに、議会がそんな条例に賛成してしまうということは、違法に平気で目をつぶる笠置町議会ということになります。本当にそれでいいのでしょうか。議員の皆さんには、この条例には反対することを呼びかけます。今回の水道料金の格差は、根拠になる法律も要綱も何もないのに、平気で町民に格差を押しつける。公平な行政運営をしない、できない笠置町という大問題を抱えています。このことを指摘して、水道料金の引き上げの条例改正に反対をします。

議長（石田春子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。西岡君。

6番（西岡良・君） 原案に賛成の立場で、一言お願いします。

先ほども申しましたけれども、水道料金の財政というのは毎年5,000万ほどの一般会計からの繰り入れで運営している状態というのは先ほども申しました。これについて、もう今後やっていけないというような分析のもとに、今回30%という一応値上げを提案されましたので、私も監査委員の立場からも、毎年決算監査におきましてそういう指摘もしております。そういうことから、賛成の意見として賛成いたします。

それと、問題にしておられる同和減免の件ですけれども、これもそのまま続けていくという案じゃないんやから、一応3年間で有余は持っているけれども、一応26年度でなくするという案も提示されていますので、私はそういうことによってそれはなくなると思いますので、一応賛成討論といたします。

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第21号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手多数です。したがって、議案第21号、笠置町簡易水道事業給水条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後1時00分

議長（石田春子君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（石田春子君） 日程第16、議案第22号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第22号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額12億5,600万円に歳入歳出それぞれ1,960万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,560万8,000円とするものであります。今回の補正の主なもの、鍋フェスタ実行委員会負担金450万円、木造住宅耐震改修事業で150万円、高度情報ネットワーク関連で154万4,000円、乳幼児医療費助成費54万円、産業振興会館空調機器の修繕で521万4,000円、道路新設改良の用地購入費等で185万1,000円の計上となっております。財源といたしまして、国・府支出金、基金繰入金及び繰越金等を充てております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 失礼します。それでは、議案第22号、平成24年度笠置町一

般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正額は、先ほど町長のほうから御説明いたしましたとおり、1,960万8,000円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ12億7,560万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうから御説明申し上げます。8ページをお願いします。

8ページの13款国庫支出金で、4目総務費国庫補助金で99万8,000円を計上しております。これにつきましては、住宅耐震の改修ということで、1件及び簡易改修の2件分を、補助率を掛けたやつを今回の補助金として計上しております。なお、当初予算で1件分を計上しておりました。そのとき、積算する中での国庫補助金の金額が間違っておりましたので、その分も含めて合計で99万8,000円となるものでございます。

続きまして、14款の府支出金の1目総務費、府補助金につきましては、1点目の京都府の木造住宅耐震改修につきましては、国庫補助金と同様に改修1件、簡易改修2件分をそれぞれ計上しております。また、こころの文化次世代事業ということで200万円を計上しております。これは、昨年度京都府のほうで行われました国民文化祭の継続事業ということで、府の予算はついたところではございますが、この6月中に要綱等が決まるというぐあいに聞いております。

続きまして、2目の民生費、府補助金の乳幼児の医療費助成事業としまして24万5,000円を計上しております。これは、午前中ございました条例改正に伴います府制度の拡充分でございます。4目の農林水産業費、府補助金では、農業者の戸別所得補償制度推進事業費の補助金内示額が出ましたので49万7,000円を計上しております。

続きまして、府支出金の委託金で総務費委託金としまして、戸籍住民登録費委託金13万2,000円を計上しております。説明欄にあります外国人登録の事務委託金がマイナス4,000円、中長期在留者住所地届け出等の事務委託金が13万6,000円を計上しております。これは、外国人の登録法が廃止に伴いまして、新しい在留管理の制度に係る事務委託金として計上しているところでございます。

続きまして、統計調査費の委託金としまして、経済センサスの活動調査費委託金内示額が出ましたので19万9,000円を計上しております。

9ページをお願いします。ふるさとづくりの基金繰入金として15万4,000円を計上しております。これは、桜の保全に係る経費の財源でございます。

続きまして、高度情報ネットワークの整備基金繰入金として139万7,000円を計上

しております。これは、高度情報ネットワークに係る管理システム及びアナログ機器の撤去費に要する経費でございます。繰越金としまして、前年度繰越金1,239万2,000円を計上しております。

19款の諸収入で、2目の雑入では、消防団の退職報償としまして129万7,000円、これは団員の3名の退職が決まりまして、その決定額を計上したところでございます。消防団の安全対策整備費として14万7,000円を計上しております。これ、また後ほど消防のところで御説明させていただきます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。歳出につきましては、それぞれ担当課長のほうから御説明申し上げます。なお、人件費につきましては、今回の人事異動等による人件費を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

まず、1目の一般管理費でございます。13節の委託料の21万円を計上しております。これは、住基ネットファイアウォールに係るシステムの機器補修でございます。19節の負担金補助及び交付金で46万2,000円を計上しております。これは、子ども手当の回収負担金、所得制限の対応に係る分でございます。

続きまして、5目の財産管理費では1万4,000円の計上となっております。これは、自動車の保険料の不足額が出ましたので1万4,000円を計上しております。9目の防災諸費でございます。委託料で10万円、水難警告看板の設置を今回計上しております。これは、笠置大橋より上流のほうで水難事故が多く出ているところでございます。そこへ府また教育委員会等の協議をもちまして看板の設置を考えているところでございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、木造住宅の耐震改修として150万円、先ほど歳入で御説明申し上げましたとおり、改修1件90万円、簡易改修が2件分で60万円を計上し、当初では改修1件分を見込んでおるところではございます。

続きまして、11ページをお願いします。11ページの中段にございます経済センサスの活動調査費でございます。先ほど申し上げましたとおり、額の内示額が出ましたので、それぞれ見合い額を職員手当から役務費に計上しております。

続きまして、14ページをお願いします。一番下段にございます消防士の非常備消防士としまして、報酬8万9,000円を減額しております。これは、24年度から消防団の体制を見直したところによります減額となっております。共済費で4万6,000円を計上しております。これは、団員の福祉共済が通常3,000円ではございますけれども、東日本大震災の影響により1名当たり1,000円の増にかかわる分でございます。退職報償金につ

きましては、雑入でも申し上げましたとおり、3名の確定分を129万7,000円計上させていただきます、当初100万で合計229万7,000円となるものでございます。

18節の備品購入費の14万7,000円でございます。これは、雑入のほうで消防団の安全対策整備費として14万7,000円を計上しました。これは、ヘルメット35個分で、昨年から3カ年で計画をしております。ただ、この事業につきましては、まだ申請も内示もいただいておりませんので今後の動向がわかりませんが、京都府のほうに強く働きかけておりますので、何とか対応していただきたいというぐあいに考えております。

次の15ページ以降につきましては、それぞれ資料を添付しておりますので、また御参照していただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石田春子君） 次に、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。企画観光課が所管いたします補正予算について御説明申し上げます。10ページのほうをお願いいたします。

総務費、総務管理費、企画管理費、負担金補助及び交付金で、これまだ仮称ではございますけれども、鍋フェスタの実行委員会負担金として450万円を計上させていただいております。これにつきましては、昨年多くの方の協力を得まして、国民文化祭で鍋フェスタを実施いたしました。そのイベントを国民文化祭だけで終わらせることなく、継続して実施をしていきたいということで計上させていただいております。そして、また今回、補正予算を御承認いただけたら、早々に実行委員会を設立し、実施に向け進めていきたいと考えております。また、その実行委員会等で御検討、御協力、御審議いただく中で、また補正をお願いすることになるかもしれませんが、そのときはひとつよろしくをお願いいたします。

次に、総務費、総務管理費、通信施設管理費の委託料で、154万4,000円を増額で補正計上しております。内訳といたしましては、5月14日でございますけれども、企画観光課の執務室が第2庁舎から第1庁舎に移りましたことから、高度情報ネットワーク専属の回線等の移設費用として14万7,000円、それと高度情報ネットワークシステムの改修費で63万円を計上しています。それと、笠置山にございます地上アナログ施設機器の撤去費として76万7,000円、以上、合わせて154万4,000円を増額で計上させていただいております。

続きまして、13ページをお願いいたします。商工費、商工費、観光費、需用費で、桜等の保全に係る消耗品として7万9,000円を計上しております。それと、伝統的行催事業、

灯籠流しの分なんですけれども、歳出科目に誤りがございましたので、今回13節の委託料の20万円を19節の負担金補助及び交付金へ振りかえをさせていただくものでございます。

次に、使用料及び賃借料で、桜等の維持保全に係ります機械の借り上げ料として7万5,000円を計上させていただいております。

次に、4目の産業振興会館費の需用費で、産業振興会館1階の空調機器の故障に伴うもので、既存の空調機器は二十数年たっているもので、メーカーに問い合わせたところ現在部品等も製造しておらないということで、今回取りかえとして521万4,000円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（石田春子君） 次に、住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。歳出の住民課に係ります分につきましては、11ページからになりますのでよろしく願いいたします。

11ページの総務費、戸籍住民基本台帳費につきましては、歳入で府委託金の増減がございましたので、財源組みかえをさせていただいた。

それから、同ページの3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。7節の賃金につきましては、独居老人等の猛暑対策等の啓発賃金を計上させていただいております。

それから、8、9、10節につきましては、まず8節の報償費6万1,000円につきましては、障害者の相談員事業というのがございまして、京都府の事業でございましたが、町に移管されましたので報償費を上げさせていただいております。身体障害者の相談員、それから知的障害者の相談員、それぞれ各1名ずつの分でございます。その事業に係ります相談員の研修会というのがございまして、それに係る旅費を5,000円、それから兩名の活動保険料ということで1,000円を計上させていただいております。

19節の負担金につきましては、国保連合化システムの今回、訪問看護がレセプト対象になりました関係で、その改修費4万円を計上しております。

20節の扶助費につきましては、乳幼児医療費助成、午前中御説明申し上げました児童医療費に係ります分の拡充の分、54万円を計上しております。

12ページにまいります。老人福祉費につきましては、補償補てん及び賠償金として1,000円を計上させていただいております。28節につきましては、後ほど御説明申し上げます介護保険特別会計の一般会計繰り出し分2万7,000円を計上させていただいております。老人福祉施設費にまいりまして、23節で1万円、デイサービス利用料等返還金、

これは過年度分の返還が生じたので1万円を計上させていただいております。

それから、3款民生費、児童福祉費、児童福祉総務費にまいりまして、まず7節賃金でございます。41万1,000円につきましては、学童主任アルバイトの必要が生じ、その予算を計上させていただいております。それから、その下に保育園費の賃金、45万円計上させていただいておりますが、これは職員代替のアルバイトの必要が生じたので、その予算を計上させていただいております。

それから、住民課最後でございますが、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、12ページ最後にそれぞれ市町村と近畿の保健師協議会、1万2,000円、4,000円、合わせて1万6,000円を計上させていただいております。当初の計上漏れということで、今回計上させていただきました。

以上でございます。

議長（石田春子君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。建設産業課が所管いたします歳出の御説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業振興費といたしまして49万7,000円の補正を計上させていただいております。すべてが戸別所得補償に関するものでございまして、補助金の内示があったことから計上させていただいております。内訳といたしましては、旅費が普通旅費といたしまして7,000円、需用費、消耗品費で19万円、負担金補助及び交付金といたしまして30万円、これは農業者戸別所得補償事業を実施するために、事務の実施団体でございます笠置町農業再生協議会への補助金でございます。

続きまして、次の14ページをお願いいたします。14ページの真ん中の土木費、道路橋梁費、道路新設改良費といたしまして185万1,000円を補正計上させていただいております。内訳といたしましては、公有財産購入費、用地購入費が144万8,000円、補償補てん及び賠償金、補償費といたしまして40万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、平成22年から23年の繰り越しで実施いたしましたきめ細かな交付金事業で行いましたが、京都府が切山で実施しております地すべり対策事業に関連しまして、工事用道路を町道を使用するというので、町道の改良を京都府でやっていただけるということで、用地を町で購入するというので行いました。23年度分につきましては、完了いたしました。残る部分についての計上でございます。

この事業につきましては、平成23年度で官民及び民の境界の画定が完了いたしまして、必要な面積が確定いたしまして、先ほど申しましたように23年度で用地補償を行いました。今回その残りの部分の用地買収と流木補償をするものでございます。これですべての用地補償が完成するという予定で、今後これが終わりましたら京都府への事業への引き継ぎをして、京都府で工事を実施していただけるような準備をしていただけるというふうに伺っております。

建設産業課は以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。杉岡君。

1番（杉岡義信君） 1番、杉岡でございます。14ページの消防費、消防団の体制が変わったと。見直したということで、ある程度広報には載っていたんですけども、どういう形で見直して、今現在そういう状態があるわけでございますけれども、そのところちょっと説明願えますか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 杉岡議員の質問にお答えします。

消防団の体制の見直しでございます。23年度までは御承知のとおり2分団制をひいておりまして、本団役員が11名おりました。ただ、今の社会上見ますと少子高齢化、また会社勤務の消防団員の増加等々によりまして、消防団の分団の活動も非常に厳しい状況にあるという観点から、消防団の幹部会の中でいろいろ議論はされたところでございます。そういう状況のもと、今の分団制から本部体制をひかせていただきまして、消防団長は1名、副団長が2名、本部長が1名、副本部長が3名の合計7名体制で、本団役員を形成しております。従来の11名から7名ということで4名が減ったところではございます。ただ、部につきましては、従来どおり1部から6部、また自動車部の合計7部の中で編成をしております。

以上でございます。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1番（杉岡義信君） 今、本部体制で本部長が体制になったと。それは、どこかの消防団がやっておられるんか、どこか参考にしたものか、そのところはどうか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問ではございます。よそのどこかの県か府か忘れちゃったけれども、どこかのやつを参考にさせていただいたのと、消防安全課の京都府のほうにも相談を申し上げたところ、こういうのも紹介していただいたということを担当のほうか

ら聞いております。

以上でございます。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） 今、条例で100になったんですね。それで、ある程度ポスター等において、消防団の募集はされていると思うんですよ。そういう中で、消防団の入団について2月、3月じゃなしに、1年通して消防団の入団の勧誘についてされたほうがええと思うんですよ。そして、また区長会が何カ月に1回あると聞いているので、そこにおいても区長さんをお願いして協力してもらおうという形をとっていかんと、これからまただんだん減る傾向にあると思うんです。そののところをまたひとつ要望しておきます。

続きまして、道路改良、これちょっと聞きたいんですけども、今の笠置山の途中でとまっている道です。笠置山の上からかなり土砂というのか、土が盛土されています。笠置山のお寺のほうから、土堆積させていますやろう。あれは、トンネルのもらった土なのか。そしてまた、それもらったらもらったで結構なんですけれども、あれで次の工事かかるのに、あの土だけでいけるのか。また新しい土を買わなければならないというのか、あの土でいけるのか。そのところどうですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。ただいまの御質問ですが、23年度でトンネルの土を京都府から受け入れまして、両側から盛土をやっております。あともう少し土を入れることで、残りは切土のほう、山があるほうを使っていける計算となっております。

以上です。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） ということは、もうあの土を削ったらそれでいけるということやね。いや、そうでないと、今やっている最中にもらっとかんと、また足らんかったらどこかで購入せないかんとということで。

それと、堆積の工事しないんですか、続きは。まだ保安林のあれがかかっているんですか。まだ解除なっていないのか。そのところ経過はどうなんですか。

議長（石田春子君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、土につきましては先ほど申しましたように、あと少し入れることで受け入れの土が終わりまして、あと切土で残りが進んでいけると考えておりますが、詳細につきましてはもう今精査をもう一度して、受け入れら

れる間に京都府の土を受け入れておいて、後で不足しないようにと思っております。

保安林につきましては、まだ残りがありますので、まだ完了はしておりませんので、今からの分がございます。

以上です。

議長（石田春子君） ほかに。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。10ページの鍋フェスタ実行委員会負担金450万円ですけれども、今、課長のほうから、これが承認されれば実行委員会を立ち上げて、また審議をしていただくということを言われました。その中身によって、もしかしたらまた補正をお願いするかもしれないと言われましたけれども、その実行委員会の話の中身によって、この金額がまだ増額される可能性があるということ言われたんですか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

増額があるかということでございますけれども、実行委員会等で御協議いただく中で、増額が出てこようかと思えます。ちなみに、今思っているのは、22年度イベントをした規模程度をこちらのほうでは考えておるんですけれども、そのときには、プレのときには参考に590万円ほどかかっておりました。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） この鍋フェスタ、大成功のうちに終わったと私も思っております。これからは続けていったほうがよいとは思っておりますけれども、問題は経費であります。この大きな経費がいつも負担になってきたら、続けていくことが不可能になってくることもありますから、私はもう線を引いてこの中でやってくださいと言うほうが私は長く続くんではないかと思えます。実行委員会の中におかれましても、できるだけ手づくりのイベント、また来ていただく業者に対しては、やっぱりそれなりの負担金をお願いして、そういうやり方で中身を充実していく、そういうイベントにされるほうが長く続くと私は思うんです。その辺はどうですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま西村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

当鍋フェスタにつきましては、やはり昨年、一昨年、公表のうちに終了してまいりました。その中で、京都府内国民文化祭の延長ということではないんですが、そういった形で継続できないかということが京都府議会においても検討されてまいりました。その中で、当町にお

いては鍋フェスタが好調で、好評であったということから、ことしも鍋フェスタのミニ版というんですか、昨年の本大会のような大きなものにはならないまでも、ミニ版で鍋フェスタをやっていききたいなという思いで、今回の補正となったわけでありまして。その内容については、これから実行委員会が立ち上げられていろいろ検討されると思います。

やはり、息の長い事業であってほしいなという思いも私は持っておりますし、先ほど課長が説明いたしましたとおり、プレ大会では500万以上のものがかかったということですが、これからの実行委員会の中身において、どのようにするかということが具体的に検討されていこうかと思います。私も450万の予算で、できることならそれ以内でおさめることができると思っているわけですが、やはり内容については実行委員会制でやられるということを知っておりますので、実行委員会制でやられたほうがいいのではないかなど。それは、やはり補助金等の関連もあろうかと思いますので、実行委員会で再度中身を検討していただければと思っております。もっと派手にということであるとするならば、また補正ということになろうかと思います。私はそういうふうにならないように、できるだけ簡素に事業を進めていければと考えております。

以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、町長の答弁によりますと、実行委員会に任せて、そこら辺の審議をしていただいて判断を任ずという、そういうような答弁されましたけれども、私は行政からの指導、そういう指導はやっぱりされて、行政の考え方をもっと反映させてそういうふうな流れに持っていく。そういうふうな私は行政力が必要だと思うんですよ。その辺は町長どうですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先ほども言いましたように、鍋フェスタの事業につきましては、行政主導かあるいは実行委員会制でやるのかという2つの方法があるわけですが、しかし、補助率が行政主導でやるよりも実行委員会制でやったほうがいいですよという、補助率が違います。だから、実行委員会制でということをおもいから申し上げているわけですが、行政主導はよくわかるんですが、昨年の例も含めて提案はいろいろ行政のほうでさせていただくわけですが、最終的には実行委員会でお決めいただくのが私は妥当ではないかなど、そんなふうに思います。

以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、町長、補助率とおっしゃいましたけれども、この前の予算の説明では、去年に引き続いてこういうことをするときには、上限200万の補助があると、そういうことを答弁されております。そういう補助率とか関係なしに、そういう補助があると私は認識しておりますが、その辺はどうなんですか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ちょっと事務的なやつで、補助の問題ですけれども、議運のときにはいろいろそういう話ししたかもわかりませんが、ただ実行委員会でやる場合は、2分の1の天が200万、直営でやる場合は3分の1の天が200万ということでございまして、ちょっと説明不足だったかもわかりませんが、町長が先ほど補助率言ったのはそういう話でございまして、そこは御理解いただきたいと思っております。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 7番、和田ですが、1件質問をいたします。13ページですが、産業振興会館の需用費、修繕費に521万4,000円ということで、これは先ほど1階の空調機の関係だということなんです、今現在ある空調機がそのまま同じ機種がなかったということで、高額になったということなんです、今の空調機というのはどのぐらい耐用年数あったんですか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 耐用年数、ちょっと機器については恐らく10年ぐらいの耐用年数だったと思います。その中で、現在の機器についてはもう22年経過しているということで、メーカーを呼んで、部品交換等で修理ができないかということで見ていただいたんですけども、もう二十数年たっている中で部品も製造しておらずといったことで、今回修理がきかないということで、新しく取りかえるということで計上させていただいております。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） 大変これ500万というかなりの金額なんで、産業会館が実際は喫茶店だけの収入しか入ってきやへんののに、500万というのはこれ、ほかの業者の見積もり取ったり、そういうことで採用されたということはないんですか。

それと、もう1点、この空調機、1階はすべてこの空調機1カ所で賄っているのか、それとも部分的に空調がきくのかどうか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えいたしたいと思います。見積もりにつきましては、2社からちょっと教えていただいたということです。

それと空調機、1階部分なんですけれども、1階のロビーといいますか、そこには室内機が天井から6台出ています。そのうちの4台が故障しているということです。それと、1階の事務室、それとその隣の研修室につきましては稼働しています。

以上です。

議長（石田春子君） 和田君。

7番（和田榮雄君） そうしますと、建てた時期が同じなんで、2階の部分も空調はまた別になっているんですか。そうすると、その辺の点検ということになってくると、またこれ同じ時期ぐらいになってくると悪くなってくる時期じゃないのかなという気もしますけれども、その辺は2階は大丈夫なんですか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えいたしたいと思います。2階のホールにつきましては、2年半ほど前に取りかえをいたしました。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。上好君。

5番（上好忠次君） 5番、上好です。先ほどから西村君が大分言うていたんですけれども、鍋フェスタの予算の関係で、こころの文化次世代事業の補助金が200万あると。あと残り250万円を出すということですが、この財源はどういう財源かちょっと教えてください。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。鍋フェスタの450万のうち200万は府の補助で、残りの250万はどういう財源かという御質問だと思います。これは一般財源ということで、はっきり言えば町税等による財源でございます。一般財源は町税と交付税等々が入っていますけれども、交付税にいたしましても国民からの税金からで賄っているのが交付税でございますので、もう税金ということ解釈していただいたらいいかなと思います。

以上です。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） 町長の意欲に水を差すわけではないんですけれども、いろんな事業で金がかかるということで、この鍋フェスタ、反対ではないんですよ。反対ではないんですよけれども、これ効果予想はどういうふうに立てておられるんか、町長のほうにちょっとお聞きした

いんですけれども。効果、いわゆるやったら値打ちがあるんかないんかということちょつと教えてほしいと、町長に。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 事業効果ということで、御質問であります。鍋フェスタの事業効果、例えば11月に鍋フェスタをやりました、12月にこれだけの収益が上がりましたという数字ですべて説明つけばよろしいんですが、笠置でいろんなイベントをやるその効果については、やはり一足一番効果の出るものではないかとも思います。しかし、笠置町をPRする上で、一番の昨年度においても効果があった事業ではないかなと、そんなふう考えております。あれだけの方が1日のうちに笠置町に訪れていただく。6,000人、7,000人の方が訪れていただく事業というのはほかになかったわけでありまして。そういったことも実績も踏まえて、今回の鍋フェスタを実行していきたいということを考えたわけでありまして。笠置の知名度を上げる、あるいは観光のPRの上でも、私は非常に効果がある事業ではないかなと、そんなふう思います。

以上です。

議長（石田春子君） 上好君。

5番（上好忠次君） それぞれの事業、いろいろ花火もそうですけれども、やって悪いことはない。しかし、今度は基金を使うていない、税金やということで、税金でも基金でも全部財布は一緒ですわ。やはりあれもこれもやって、結局悪いことはないことは十分わかっているんですけれども、基金依存体質とかそういうのを改めて、もうそろそろここで一遍、身の丈に合うた町行政というものが施行されたらどうかなという意見を一遍言っておきたかったので、もし何かあったら町長。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私も本日の議会の初めに、財政状況が非常に厳しいんだということを申し上げました。確かにそのとおりであります。その中で事業をやっていくというのは、やはりよほど考えた上でやったらどうかという質問であろうかと思いますが、私は行政というのは、やはり有効にいかん皆さん方からお預かりした税金を使っていくのが行政の仕事であろうと思います。私は、そういう意味では、今回のこの事業は非常に有効な事業であるという判断をいたしております。その中で、やはりその規模についても、先ほど西村議員の御質問にもありましたとおり、規模等については町民の皆さん方で構成します。実行委員会のほうで十分検討いただいた上で、中身について御検討いただいたらどうかなと思うわけござい

ますが、私は事業そのものは続けてやっていきたいなど、そんなふうに思います。

以上です。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。西岡君。

6番（西岡良・君） 6番、西岡です。意見も大分出ましたけれども、私は10ページの木造住宅耐震改修事業、これについてちょっと質問します。

これ、前年度から耐震診断のほうもやっていただきまして、私も東日本大震災の後、気になりまして一応診断を受けさせていただきました。それはよかったんですけども、結果は案の定安全率1にはならず、ほとんどが0。何ぼという数字がでてきました。これもコンピューターのシステムでやっていることなんで、実際ほんまにそれが確実かというのはいいんですけども、それやってもらって、今のままでは安全率1にはならないから、危ないですよという結果はわかりました。

ところが、これを改修しようとしたらどうなんねんということで、これ今回補正は2件分程度、これ最高補助金が90万のあれで計算してくれていると思うんですけども、例を挙げますと、私の場合とても改修できそうな結果じゃなかったです。私の例を言いますとあれやけれども、安全率を1にしようとしたら600万ほど。ざっくばらんですよ、これが。設計見積もりで600万程度要するという結果をもらっています。こんなできません、私。はっきり言うて。そやけれども、その後そんなもらっても、600万はそら今そんなないし、できませんわという形なんですけれども、あれNHKのテレビ番組でやっていたと思うんですけども、どこかの京都府ではないんです。ほかの県でした。関東のほうやったと思うんです。

そこは、大体診断した結果、あと何とか最低のあれで対策しようとしたら、250万かぐらいの費用でできると。もうやり方もかなり鉄の金具を何か入れるというようなことで、そういうほんまに手短にやるような改修で250万程度というようなことでやっておられるのを見たんですけども、そういう程度やったらこれ補助金最高90万まで出してもらえるんやったら皆さんも何とかという考えもできるけれども、ちょっと京都府の場合は、あれは算出根拠というのは、多分壁を塗りかえるとか、やりかえるというようなことで、多分見積もっているんじゃないかと思うんですけども、その辺のことについてももうちょっとこれ見てもらっても多分やる人はないのちやうかなと思うんで、もう少し実のあるものにするために、対策費用の対策の仕方、そういうやつをもうちょっときめ細かい指導をしてもらえるようなことをちょっとまた京都府のほうへも働きかけていただきたいと思いますんで、

その意見でちょっと質問させてもらいました。よろしくをお願いします。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。耐震改修の事業ということで、昨年、西岡議員も診断を受けていただきました。昨年は2件の診断を受けていただいたわけなんでございますけれども、御指摘のとおり耐震診断の結果が0.7以下の場合、地震等があった場合は被害に遭いますよと。1.0から0.7につきましては、被害に遭う可能性は高いですよという診断の基準となっております。その中で、診断後改修された場合、京都府においては90万の改修事業をそれぞれ国・府・町の案分率によりまして出しているところではございますけれども、御指摘のとおり京都府においては診断は結構されるんですけども、改修はされないというのは、今、議員がおっしゃったとおり、100万から150万ぐらいの範囲であれば何とかされる家庭が多いんでしょうけれども、400万、450万ということになれば、もうそれこそ我々で住んでいて、後はもうどうなってもいいんじゃないけれども、それでいいわという方が多いようです。

よって、京都府はこの改修を何とか底上げしたいということで、簡易改修をこの24年度から新たな制度ができました。これは、先ほど申し上げましたとおり、今年度30万の簡易改修をうちは補正予算で2件を見ております。簡易改修というのもいろいろ考え方はあろうかなと思いますけれども、基礎、屋根、壁等を例えば基礎でしたら独立基礎を布基礎することによって幾らかの改善ができると、そういう部分ということで、30万の簡易改修ができたわけでございますけれども、なかなかこの分につきましても、そしたらその診断はどうなるんやと、だれがするんやという、いろいろ議論はございます。

笠置町としましては、町独自の90万プラスアルファを持ち出せるぐらいの財力があればいいんですけども、なかなかないということで、府の90万を頭に置きながら、こうやって住民の方々に啓発はしているところではございますが、議員御指摘のとおりなかなか進まないというのが現状でございます。ただ、京都府としてもこれには力入れていくということですので、それぞれの町村から出てきた意見の中で、今後も意見を反映させていただけるといふぐあいに期待をしながら、今後も京都府のほうにも意見等を述べていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） わかりました。簡易改修制度というのができたわけですか。ということ

は、診断してもらったやつを全体的にやろうとしたら600万かかるけれども、そういう簡易的な改修で済まそうとするんやったらということでできるわけやね。その辺の報告のときの診断の結果報告で、そういうところの細かい指導というか、報告をしてあげてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 済みません。説明不足だったかもわかりませんが、簡易改修はこの24年度からできました。よって、西岡議員が受けていただいた診断とまた若干違うんです、簡易改修の場合。ただ、議員がおっしゃったとおり、今後は診断の結果を診断された診断士さん及び京都府の職員もついて説明に今年度からお伺いするという事は、それは決まりましたので、そのような対応はできるかなというぐあいに考えています。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良・君） わかりました。そしたら、それを町民の皆さんに今、前回はお知らせ版とかで公表してもらっていますけれども、その辺でまたよろしく徹底のほうをお願いします。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第22号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第22号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（石田春子君） 日程第17、議案第23号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第23号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ225万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,962万5,000円とするものでございます。主な補正内容は、歳入では財政調整基金繰入金、歳出では修繕費の計上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を御説明申し上げます。議案書6ページをお願いいたします。

歳入から、歳入の繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして225万5,000円を計上させていただいております。これは、財政調整基金の繰入金でございます。基金を取り崩すものでございます。

次のページ、7ページをお願いいたします。歳出、衛生費、上水道費、簡易水道施設費といたしまして225万5,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、普通旅費10万2,000円、需用費191万1,000円。修繕料でございます。負担金補助及び交付金24万2,000円。受講料となっております。この中の説明でございますが、9節の旅費と19節の負担金、受講料につきましては、水道技術管理者の資格取得の講習会の受講料でございます。うちの職員が1名これを受講するためのものでございます。

それから、飛びましたけれども、真ん中の需用費191万1,000円、修繕料でございますが、これは笠置簡易水道にございます浄水場の中にございます急速ろ過器3器、それからフロキュレーターという攪拌機とその変速機2台、ゲートバルブ等、浄水場のメインになっている装置の全面塗装塗りかえと修繕を行うものでございます。今、この塗装の塗りかえ、修繕を行っていくことで、少しでも長寿命化をさせたいと思ひまして計上させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第23号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第23号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（石田春子君） 日程第18、議案第24号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第24号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ22万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,886万4,000円とするものでございます。提案内容は、歳入歳出とも高額医療合算介護サービス費の確定に伴います同額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。議案第24号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）を御説明申し上げます。予算書6ページと7ページを御説明申し上げます。

歳入につきましては、歳出、先ほど町長の提案理由にもありましたように、高額医療合算介護サービス費で22万2,000円を歳出いたします。それに伴います歳入、財源が6ページにございます。款もしくは項と金額の御説明にさせていただきます。

まず、国庫支出金、介護給付費負担金で4万4,000円、同じく国庫支出金、調整交付金で1万3,000円、その次に支払基金交付金で6万4,000円、それから府支出金で2万7,000円、それから一般会計繰入金で2万7,000円、それから繰越金で4万7,000円、歳入合わせて22万2,000円の予算を組ませていただいております。

それから、7ページにまいりまして、歳出22万2,000円を組ませていただいております。これにつきましては、24年度で高額医療合算介護サービス費ということで、返還する額が確定いたしましたので、当初予算との差額でございます。返還する額は合わせて120万5,000円になっております。ちなみに30件分生じました。

以上でございます。

議長（石田春子君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君）　これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第24号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君）　挙手全員です。したがって、議案第24号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（石田春子君）　これで、本日の会議を閉じます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月18日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散　　会　　午後2時07分